

平成27年第14回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年12月7日(月)午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 横手 良弘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第76号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第77号 農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)
第78号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第79号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
第80号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
第81号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
第82号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第28号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第29号 農地の形状変更届について
第30号 許可不要転用届について
第31号 許可書返納書について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは定刻となりましたので、ただいまから開会いたしたいと思います。現在の委員さんは、38名中、本日は横手委員より欠席の届出があっており、37名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、平成27年第14回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より挨拶をいただきまして、会議規則第4条によりまして議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。久しぶりに好天気恵まれておりまして、非常に外のほうが気持ちがいい状況になっております。麦作りも順調にいておりますけれども、この雨で水をさされた状態になっているようでございますけれども、今後の後半の天気によって、麦作の作付けも順調にいくと思います。もう青々と芽を吹いているところもありますけれども、まだこの雨によりまして大分遅れる状況もございます。

さて、それでは早速ではありますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第76号より議第82号までの311件と報告第28号より報告第31号の35件が提案されています。慎重なる御審議かたよろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、13番の森川委員と14番の下川委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第76号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1ページからお願いします。

議第76号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、富尾と中の申請人で、申請物件が富尾の田2,045㎡を労力不足と新規就農により売買で、議第77号1番から3番までと関連いたしております。

2番、寺田の申請人で、申請物件が大倉の畑662㎡を甥に贈与するものでございます。

3番、青野の申請人で、申請物件が青野の畑832㎡外16筆、計12,027㎡を弟へ贈与するものでございます。

4番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田975㎡を子へ贈与するものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田3,524㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、東京都日野市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,440㎡外1筆、計4,954㎡を耕作不能と相手方の要望による売買です。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,900㎡外2筆、計6,089㎡を子へ一括贈与するものでございます。

8番、天水町と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田588㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑904㎡外7筆、計10,354㎡を子へ一括贈与するものでございます。

10番、同じく横島町の申請人で、申請物件が横島町の田4,360㎡を子へ一括贈与するものです。

11番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田5,872㎡外2筆、計12,690㎡を子へ一括贈与するものです。

12番、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,559㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上12件、合計59,827㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員さんの説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

譲渡人は労力不足というふうなことで、譲受人は新規就農というふうなことの申

請でございます。

譲受人、合同会社ソーシャルファームの経営計画ではですね、積極的な農業経営と軽度の障がい者の農業を通じた就労の場というふうなことで、提供等々というふうなことであります。今後の耕作放棄地等の積極的な活用を図り、日々規模拡大を目指す計画というふうなことでございます。

現在、中古の農機具を利用されているというふうなことで、初年度は水稻を1.2haと露地野菜を1反ほどとオリーブを2反ほどと、黒米を1反ほどというふうなことで計画をされてるというふうなことです。今回の申請地は、オリーブを栽培予定というふうなことでございます。第77号の1号から3番の農地の賃貸借設定が整えば、されれば許可相当というふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番、3番、同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。2番の案件ですけれども、これはおじ、甥の関係で、おじさんがちょっと身体がちょっと調子が悪いもんだけですね、これは甥へ贈与ということで、これは何ら問題なく許可相当と思います。

それから、3番の案件ですけれども、これは長女の方が年齢でですね、あんまり動くのも不自由ということで、弟への贈与で、これも何ら問題ないと思ひまして、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、4番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。

4番につきましては、子への贈与のための申請があがっております。譲受人は兼業農家で、水稻を耕作されております。また、経営面積が下限面積の5反に達していないというので、備考にありますように、議第78号4番と関連ということで、そこで使用貸借権の設定の申請がなされておりますので、それが許可となれば問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、5番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。4番の案件は、譲渡人は労力不足です。譲受人は経営拡大ということで、ここは私もよく知っておりますが、譲受人は子どもさんも跡を継いで後継者もいるということで、下限面積も満たされておりますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、6番、7番、これも同一議員さんでございますので、続けてどうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。6番の案件ですけど、譲渡人は耕作不能、譲受人は相手からの要望ということです。下限面積も満たしておりますので、許可相当と思います。

それから、7番、親子関係の子に一括贈与ということで、これも何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、8番、9番、10番、これも同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。8番の案件は、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。

9番、10番の案件は、譲渡人と譲受人は親子であり、子へ一括贈与ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。11番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係で、子への一括贈与ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。12番の案件について申し上げます。

譲渡人の豊田さんは、天水町尾田に住んでおられましたが、今は岱明町のほうに出られ、労力不足で、また譲受人の株式会社さかもとふる一つさんは、経営拡張をして、みかんのほうですけど経営規模を拡大して経営拡張ということで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、2番、3番、5番から12番まで、これについては原案どおり、1番と4番については、議第77号1番から3番、議第78号、4番が許可されれば下限面積を満たしますので、1番については、議第77号の1番から3番の許可と、また4番については、議第78号の4番の許可と同時に許可するというので決定することに異議のない方は挙手をお願い

いたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第40号の2番、3番、5番から1番、2番については許可することに決定しました。1番と4番については、それぞれ議第77号1番から3番、議第78号4番の許可と同時に許可することに決定しました。

次に、議第77号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 5ページからです。

議第77号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、上小田と中の申請人で、申請物件が上小田の田713㎡外2筆、計1,811㎡を労力不足と新規就農により、平成27年12月7日から20年間契約するもので、先の議第76号1番と次の2番、3番と関連がございます。

2番、上小田と中の申請人で、申請物件が上小田の田1,678㎡を労力不足と新規就農により、平成27年12月7日から20年間契約するもので、これも先の議第76号1番、次の3番と関連がございます。

3番、上小田と中の申請人で、申請物件が上小田の田1,247㎡を労力不足と新規就農により、平成27年12月7日から20年間契約するもので、これも先の議第76号1番と前の1番、2番と関連がございます。

以上3件、合計4,736㎡を提案申し上げております。

農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いします。

1番、どうぞ。

○3番(清田順次君) 3番、清田が御説明を申し上げます。

1番から3番ともに申請理由というふうな中では、貸人は労力不足というふうなことで、借人は新規就農ということで、先ほど議第76号1番で申し述べましたと

おりにですね、借人、合同会社ソーシャルファームは、営農計画の中では積極的な農業経営と、軽度の障がい者というふうなことの農業を通じての就労の場というふうなことで、提供というふうなことで、今後も耕作放棄地の積極的な活用を図り、規模の拡大を図るというふうな施設の計画というふうなことでございます。現在、先ほども申し上げました中古の農機具も保有されてるというふうなことでございます。

1番目はですね、番号1番は稲作を考えておられるということでございます。2番はアスパラというふうなことでございます。3番が稲作と黒米を1反ほどというふうなことでございます。作付け予定というふうなことで、何ら問題なく許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第77号については、許可することに決定しました。

次に、議第78号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第78号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,956㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

2番、小野尻の申請人で、申請物件が小野尻の田295㎡外5筆、計7,486㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から20年間の契約するものです。

3番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田2,592㎡外1筆、計3,991㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

4番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の畑517㎡外1筆、計1,108㎡を

相手方の要望と経営拡張により、平成27年12月7日から3年間契約するもので、先の議第76号4番と関連がございます。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田493㎡外9筆、計18,964㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,018㎡外3筆、計10,140㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田586㎡外5筆、計10,785㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,359㎡外3筆、計5,803㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から15年間契約するものです。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑373㎡外12筆、計22,697㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から20年間契約するものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑525㎡外2筆、計1,447㎡を経営移譲により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑234㎡外39筆、計33,954㎡を農業者年金受給により、平成27年12月7日から10年間契約するものです。

以上11件、合計118,331㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしておりますので、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。1番の件について説明いたします。

これは報告第28号の18番と関連いたしまして、貸付返還地でございます、使用貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のために作られるそうです。

借人は勤めながら農業をされるそうで、何の問題もなく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。2番の案件について御説明いたします。

これも農業者年金受給のためで、親子関係であり、再設定でもあり許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番は同一委員さんでございますので、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。

3番につきましては、3番は年金受給のための使用貸借権設定の申請がっております。使用借人は今、農家で米の作付けをされており、問題ないというふうに思います。

4番です。4番につきましては、先ほど言いましたように議第76号の4番との関連です。相手方の要望により経営拡張の申請ということで、その面積が許可されれば下限面積もクリアするのかなというふうに思います。許可後は露地野菜を作付けされる予定ということで、問題はないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして、5、6、7番、同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。5番、6番、7番の案件について説明いたします。

5番は、使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。

6番は、使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給に伴う経営移譲です。後継者は専業で農業をされております。

7番も使用貸人、借人は親子であり、こちらも農業者年金受給のための再設定です。

全ての案件について許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、9番も同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。8番、9番の案件について説明します。

8番は、使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。

9番も使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。後継者は農業をしておられ、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは10番、どうぞ。

○32番（出口京子君） 32番、出口です。10番の案件について説明します。

使用貸人、借人は親子であり、一部を息子に経営移譲するものです。後継者は専業で農業をしておられ、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。11番の案件について説明します。

使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給に伴う経営移譲です。後継者は専業で農業をしておられます。許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第78号については、許可することに決定しました。

次に、議第79号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第79号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長。

1番、申請物件が天水町の田403㎡で、個人住宅の予定でございましたが、予想外の出費により事業計画が困難になったため、資材置場及び駐車場に変更するもので、議第81号14番と関連がございます。

以上1件、403㎡を提案申し上げております。農地転用許可基準の項目に適合するか否か審査した結果、不都合のないものと判断したもので提案申し上げます。地元委員さんと現地調査を行っております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、受付番号1番について、担当委員の説明をお願いします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。1番の案件について説明します。

当初は許可後住宅を建設予定しておりましたが、予想外の出費がかさみ、事業継続が困難になり、その後、隣接地の所有者から、農業用資材や駐車場として使いたいと申出があり、資材置場及び駐車場として譲渡することになったため。以上です。許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりましたが、この現況が介在田になっておりますので、介在田の説明を事務局よりお願いいたします。

○係長（上村健也君） 事務局より説明いたします。

介在田とはですね、農地法に基づく転用許可を受けましたが、実際は転用しておらず、まだ畑のままの状態にある土地のことを言います。このような土地は宅地等としての潜在的価値を有しており、売買においても宅地等の価格に準じた水準にあると考えられますので、宅地並みの評価を行うこととなります。具体的にはその農地が宅地であると仮定した場合の価格から、宅地に転用する場合に通常必要とされる造成費を控除して評価額を求めています。通常は宅地の半分の額で評価を行っております。転用の許可を受けた年度の次年度から適用をしております。以上です。

○議長（永田知博君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。

○議長（永田知博君） どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。この物件は、何年の何月か許可が下りてくると思うんですね。許可証が出てくると思うんですけど。

○議長（永田知博君） 事務局お願いします。

○事務局長（福田高広君） 失礼しました。備考に書いておくべきでしたけど、許可日が平成3年12月20日に下りております。

○18番（取本一則君） 平成3年の。

○事務局長（福田高広君） 12月20日です。

○18番（取本一則君） 20日に許可証が下りると。

○事務局長（福田高広君） はい。

○18番（取本一則君） ということは、この松永さん以外の人に誰か連絡で行ってるんですね、申請のときは。松永さん、今度は新しく資材置場としては、松永さんが

新しく出とるということでしょうか。それでこの許可証は誰か違う人ですよ。

- 事務局長（福田高広君） 許可証は上の当初計画者の嘉数さんに出しております。
- 18番（取本一則君） ああこの人に12月に出とるわけ。
- 事務局長（福田高広君） そうです。
- 18番（取本一則君） この人から下に変わるわけですね。
- 事務局長（福田高広君） そうです、そうです。
- 18番（取本一則君） ということは、この時点で同日あれで許可証変更かなんかあるんですか。もう返納はない。返納という形とらなくて。
- 事務局長（福田高広君） 許可証返納があっておりませんので、事業計画変更という形になります。
- 18番（取本一則君） もうただ変わるだけですか。
- 事務局長（福田高広君） はい。
- 18番（取本一則君） はい、わかりました。備考欄によければ。
- 事務局長（福田高広君） はい、失礼しました。
- 18番（取本一則君） いつごろ許可したか。
- 議長（永田知博君） ほかにございませんか。
- 17番（高根政明君） ちょっとよかですか。
- 議長（永田知博君） はい、どうぞ。
- 17番（高根政明君） 介在田について事務局から今、説明があったですね。ちょっとあと一遍説明してくれんかなあ。それば読んで、ゆっくりね。
- 係長（上村健也君） 介在田、介在畑とはですね、農地法に基づく転用許可を受けましたが、実際は転用しておらず田、畑のままの状態にある土地のことを言います。このような土地は宅地等としての潜在的な価値を有しており、売買においても宅地等の価格に準じた水準にあると考えられますので、宅地並みの評価を行うことになります。
- 具体的には、その農地が宅地であると仮定した場合の価格から、宅地に転用する場合に通常必要とされる造成費を控除して評価額を求める。実務上は宅地の半分の額で評価を行っているそうです。適用は転用の許可を受けた年度の次年度から適用をしているということでした。
- 議長（永田知博君） 今の説明でよろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

- 議長（永田知博君） 御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許

可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第79号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第80号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第80号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が横島町の畑8.78㎡外1筆、計41.78㎡で、転用目的は宅地拡張及び専用道路です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が天水町の田386㎡で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区分で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、農業用施設の用に供するために行われることで、例外的に許可可能です。

以上2件、427.78㎡を提案申し上げております。農地転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断し、提案申し上げております。

地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。これにはですね、1番、2番ともに始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。1番、お願いします。

○係長(上村健也君) — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長(永田知博君) それでは、受付番号1番について説明をお願いいたします。

○25番(田上敏正君) 25番、田上です。1番の案件につきまして説明します。

土地利用計画の内容は、カーポートが申請地まで越境していた部分と、宅地から公道への道路としての部分について転用する案件です。生活排水は発生せず、雨水は地下浸透とします。

申請地は、法雲寺の西側にある第2種農地です。また、事業規模からみて適切な面積であり、これは今、朗読がありましたように始末書の付いた案件ですが、悪意

を持ってしたわけではないと思われ、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認めることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番につきましても、これも始末書が添付されておりますので、お願いいたします。

○係長（上村健也君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番について担当委員の説明をお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。2番の案件について説明します。

申請人は米・みかん・野菜を作っており、車両・農機具の保管場所と休憩場所及び南側道路寄りの出入口を確保するためのものです。

申請地は第1種農地ですが、自宅南側に隣接しており、農業用施設としては最適と思われ、休憩場所の給水は自宅より引き、排水は自宅の合併浄化槽と接続してあります。雨水は自然浸透です。現地調査の結果、許可相当と判断しますので、追認をお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

何か御質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問、御意見ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第80号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第81号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第81号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田407㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が川崎の田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

3番、申請物件が築地の田589㎡で、転用目的が防災上の法面保護及び調整池設置でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

4番、申請物件が伊倉の畑494㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が田崎の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が寺田の畑125㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が寺田の畑134㎡外1筆、計396㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が大倉の畑330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が月田の田1,005㎡外2筆、計2,777㎡で、転用目的は、露天資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の田283㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に定める用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

11番、申請物件が岱明町の田517㎡外1筆、計616㎡で、転用目的は介護施設でございます。農地区分は、JR、市役所支所が500m以内に所在する農地で、第2種農地に該当し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が岱明町の田510㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域で、第1種農地と判断しております。第1

種農地は原則不許可でございますが、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、許可可能でございます。

13番、申請物件が横島町の田162㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、許可可能でございます。

14番、申請物件が天水町の田403㎡で、転用目的は資材置場及び駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、先の議第79号の1番と関連がございます。

以上14件、合計10,715㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所は松木地区の区画整備がなされた一画というふうなことでございます。北側と東側が道路でございます。南側が譲渡人の農地ということで所有地というふうなことです。西側は田ということでございますが、個人住宅の木造の2階建てということで、建設に伴う申請ということでございます。

北側の市道に上下水道の埋設がされてるということで、そこに造るということでございますので、何ら問題はなく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。2番の案件について説明します。

土地利用計画の内容は、個人住宅用地として取得し、転用する案件です。生活排水は公共下水道に放流し、雨水は自然浸透としますが、オーバーフロー分は既存の東側側溝を経由して北側の排水路へ流します。

申請地はブリジストン玉名工場の北側にある第1種農地で、原則不許可ですが、本件は集落接続に該当し、許可の例外にあたります。また、事業規模からみて適切

な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。申請人は社会福祉法人の岱山苑です。8月に申請のあった花壇、遊歩道の造成のために法面の伐採を行っていたところ、想像以上の急斜面で、下のほうのとも口が川越しで道路もないということで、どうにかならないかというあれで、法面崩壊防止と防災上の観点から、貯水池設定もするというので、それと現場の田んぼの東側は河川ということで、農地への被害はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。申請人はですね、植木町の借家に住んでおられまして、マイホームを建てたいということで、この土地を取得して転用するというのでございます。生活排水は合併浄化槽、雨水は溜め枡を使った同じくですね、東側の道路に設置してある道路の側溝に流すということで、現地調査いたしました結果、この現地はですね、百田運動公園の南斜面にあたりまして、凸版印刷株式会社の北側ということで、大体何と申しますか、宅地化が進んでいるようなところであり、また周辺の農地に被害をおよぼすというようなこともございませんので、許可相当かと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、6番、7番、8番まで、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。5番の案件ですけれども、これは貸人、借人はですね、親子なんです。雨水はですね、溜め枡を4カ所作って、オーバーフロー分を側溝を作って流すそうです。それから給排水はですね、給水は実家の水道から引くそうです。水量をどうのこうのちょっとお伺いしたところ、まずあんまり使うあれじゃないけん大丈夫ということでありました。

それから6番ですけれども、これはですね、自営業を営んでいる人なんですけれども、少し従業員が増えたので駐車場がちょっと手詰まりになってですね、駐車場を探しとったところ、前々からこの土地を買ってくれんかという話がありまして、何ら都合よく購入されました。

それから7番ですけれども、これは住宅にはもってこいのところで、バイパス沿いの市道の横なんですけれども、これも雨水は溜め枡を作って市道の側溝に流すということです。給水は市水を使いますので、まず問題ないと思います。

それから8番ですけれども、この方もこの場所といいますか、これは肥後伊倉駅の北側の5、600mの所ですかね、その付近で市道沿いなんです。それを今度個人住宅を建てるということで、まずこれはですね、市水を使うかボーリングするかだったそうですけれども、私水を使うそうです。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは9番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。9番の案件について説明をいたします。

譲受人は、山砂、田植え砂の販売をしておられる事業所であります。申請地は玉名市と和木町の境に位置し、事業所事務所は申請地のすぐそばの和木町にあります。転用の目的は、山砂採取に伴い、出土する表土を農耕用として販売をするために、その表土の置場、これは屋外、要するに屋根のない覆いのない場所ですけれども、その2,777㎡を利用するものであります。生活排水の発生はありません。雨水は自然吸い込みで、オーバーフロー分については、申請地に隣接する既存の排水路に排水されるものであります。なお、万が一表土の流出防止のため、申請地周囲に大型のコンクリートブロック、一辺が1mぐらいあると思いますけれども、これを高さ3mに積み上げて擁壁を設けることになっております。現地調査、立ち会いを行い、結果、許可相当と判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、11番、同一委員さんでございまして、よろしくお願いたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。10番の案件を説明します。

本件の譲受人は、現在玉名市中の民間アパートに住んでおられるので、転用住宅を計画されたそうです。本件の土地は、専修大学玉名高校の下の区画整理をされた土地の一角です。西側に水路、北側は道路です。もちろん上下水道も完備されていますので、雑排水は下水道に、雨水は雨水枡を設けて側溝に流すそうです。玉名市の建設課とも協議済みだそうです。また、南と東の区画された土地ですから、ブロック塀を設けてフェンスで囲って、隣接地に被害をおよぼさないようにすることですから、許可相当と判断しました。以上です。

11番を説明します。本件の譲受人である申請人は、玉名市岱明町の大野小学校の裏で「アンジュ」という介護サービスの事業を営んでおられます。事業が順調にいき、設備の拡大も計画されたわけですが、本件の土地の間に里道がありますので、里道の分99㎡を付け加えて申請されたそうです。もちろん玉名市の建設課、管理課とも、地元の区長さん、地主さんとも協議済みだそうですから、私も確認の

ため区長、地主とも話をさせてもらいましたが、間違いないようでした。また生活雑排水は隣接の水路を利用し、雨水は雨水枡を設けて側溝に流すそうです。被害防除については、近所の農地などに迷惑はかけないように十分注意して工事に取り掛かるそうですから、問題ないと思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。12番の案件について説明いたします。

ここは第1種農地です。申請人は宗教法人の代表をされており、境界と隣接する町道の一部を駐車場代わりに使用されているということです。今回駐車場を設置するのが目的ということで、計画によりますと510㎡に15台前後を車を止めるとのことです。隣接する農地にはブロックによる境があります。雨水は集水枡より南側の排水溝に流すということです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。審議をよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。13番の案件について説明いたします。

土地利用計画内容は、個人住宅用地として取得し、転用する案件です。生活排水は集落の排水管へ放流し、雨水は地下浸透により、オーバーフロー分は北側農道脇の水路へ流入します。

申請地は概ね10ha以上の農地に存在する農地であることから、第1種農地として判断しております。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続に該当し、不許可の例外に該当します。また、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じることでもないと認められることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、14番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。14番の案件について説明します。

土地利用計画の内容は、農業用資材及び駐車場用地として取得し、転用する案件です。生活排水は発生せず、雨水は自然浸透。

申請地はジョープレゼッツ（パチンコ店）の西側にある第2種農地です。また、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 質問です。20番、斎藤です。

今、何件か第1種農地に利用させるとかいろいろ案件があったと思いますが、個人住宅を建てる場合、集落に接地して建てるから例外的に許可するということがあったそうですね。その第1種農地は、基本的には許可しないというのが建前だと思います。それで例外として認める場合というのは、集落に接地しているということのほかにもどんなことが考えられますか。

○係長（上村健也君） 事務局より説明いたします。

集落に接続するのほかに既存の敷地の拡張というケースもあります。その場合は、その既存の面積の2分の1以内の部分で拡張すると、そういうときには第1種農地の不許可の例外となります。あとは農業用施設を建てる目的とかですね、そういったときは不許可の例外となります。よろしいでしょうか。

○議長（永田知博君） よろしいですか。どうぞ。

○18番（取本一則君） 今のでいいですか、18番です。

この場合の1種で3件あがってますよね。この場合は隣接しとるやつか拡張か、どれか教えてください。

○係長（上村健也君） 今回あがってる第1種農地については、全て集落接続の例外規定を持っております。

○18番（取本一則君） これはその第1種農地でありながら農用地区域外になってるわけ、ここは。

○係長（上村健也君） はい、そうです。

○議長（永田知博君） 今のでよろしいですか。取本委員、今のでよかですか。

○18番（取本一則君） 隣接でありながらですね、農用地区域外だったら、第2種に戻る、もう第1種で、最初から第2種でもいいんじゃないかなと思うんだけど、第1種で、第1種で書いてあるけんね、余計、農用地区域外でね、農振を外してとなると。

○係長（上村健也君） 今の質問にお答えします。

第1種農地というのは、農振がかかっていなくてもですね、10ha以上の農地の広がりの中にあれば、第1種農地として判断をいたします。

○18番（取本一則君） これは第2種だん、第1種ば今言いよつとだん。第1種農地が農用地外になつとつでしょう。

○係長（上村健也君） はい。ばつてん10ha以上の農地の広がりのある中の農地であれば。

○18番（取本一則君） ということは、こいつは第1種農地でも10haはないとい

うことです。

○係長（上村健也君） いや、10ha以上あるから第1種農地です。

○18番（取本一則君） こら第1種だろたい。

○係長（上村健也君） ばってん農用地区域ではないので、農用地区域ではもちろん転用できませんので、ばってん広がり、10ha以上の広がりがありますので第1種農地になるんですよ。

○18番（取本一則君） そして農用地区域外。

○係長（上村健也君） 農用地区域外です。

○18番（取本一則君） 農振農用地から外れとるわけ。」

○係長（上村健也君） 外れております。

○18番（取本一則君） ばってんが第1種農地。

○係長（上村健也君） 第1種農地です。

○18番（取本一則君） 何かややこしかな。それならその区域だけで第2種として、その第1種、第2種の取り扱いは農振で決めとっとね。（「いや、あのですね」と呼ぶ者あり）ここで決めとっと。判断たい。上村君の判断ね。今言うた要件の判断で言うとするわけね。

○事務局長（福田高広君） 10haの広がりがあれば第1種農地と判断します。

○18番（取本一則君） だけん10haていうとは何かプラニメーターかなんかで測りよっとね。

○事務局長（福田高広君） 図面とかいろいろありますので、現場にも行きますので。

○18番（取本一則君） 前ね、（タカネ）君はここにおるけど、月田の月瀬にあって、裏に農協があったたいな。農協があるところにすぐ横にガソリンスタンド、あの道路がこう学校の前ばこう道の行とっとの、反対側は全部圃場整備してあっとたい、面整備ば。そこだけはこっちはしてなかつたい。そこはね、農振農用地の農用地外だったたい。その農振はかかっとらんばってんね、転用はでけんてなつたわけたい。そればこっちの圃場整備区域内の面積も全部入れたところで10haて言われたわけたい。ばってんその道路でね、そこは圃場整備、面工事もな一んしてなかつたい。道路で区切られとっとたいね、市道で、市道の反対側だけん。元の農協のガソリンスタンドの横たい、学校の前の。あれは転用でけんだったわけたい。

そるけん、そういうところとね、今度農振でほんなら圃場整備してあるごたつとこの横のべたつて引つুকごたつとこの拡張してあるごたつとところが、宅地ば拡張するごたつとことか、いろいろ何か取り扱いがね、ほんになんかはっきりしたあれがなかつていかな、ああいうとこで家ば建てようてさしたらでけんて言わすけん、月瀬から出ていって築山さんはつてかしたごたるふうたいな。子どもが世分かれし

て建てようかてしたけどでけんていうことだけんね。だけんそういうのが、ほるけん今、更地があるわけよあそこ。圃場整備区域でもなんでんなかったわけ、今後圃場整備するような計画の土地でもなんでんなかわけたい。そういうのばそこにずっと置いて、農地のままでね、農振から外れとるとこばそのまま置いとくか、どがんかの判断たいな。農業委員会でね、農地ば外すとかおれ率先して言いよるわけじゃなかつよ。でもそこらあたりがなんかな、地元から聞かれたとき、ここはあた圃場整備もな一んしてなかって、ここに息子の家ば建てようごたるばってんでけんたいていうごたつとのおっじゃないですか。そこらあたりがどうもすつきりせんたいな。

○係長（上村健也君） 恐らく集落接続に該当しなかった。

○18番（取本一則君） な一んしとつたい、隣はスタンドんあつど。昔、農協のあつたところたい、以前、JAの、すぐ横たい。

○係長（上村健也君） 集落接続は個人の住宅がですね、3軒以上並んで。

○18番（取本一則君） JAの農協のあつたすぐ横は、ずっとそこは集落のあつただけん。

○係長（上村健也君） そこはずっと引ついつとかとんと集落接続に該当しないです。

○18番（取本一則君） まあよかたい、今度場所は連れて行くけん。ここていうとば。そういうのが判断がね、誰がしよるか。

○議長（永田知博君） 今、いろいろ質問が出ましたけれども、そういう場面によく、私も何回か出くわしたことがあるんですけども、何でここが農振から外れんとかかねていうような所もあるわけですね。ところが、その道路を隔ててそのほかに農地が結局10a以上あれば農振が外れないとか、いろいろその辺の難しいのがあるもんだからですね、なかなか思うようにいかん場合もありました。

今、取本委員のほうから出たのも多分そういうふうなことだろうと思うとですよ。そのまま置いとつてもどうしようもないけん、農振から外してほかに転用できるかというようなああいう場所がいっぱいありますもんね、やっぱり。そのまましとけば荒れ放題とか、そういうことが出てくるもんですけん、なかなか難しいところだと思いますけども、今の段階では今、事務局の説明のあつたようになっておりますようです。

○18番（取本一則君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） ほかに何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。何か質問すると私がなんか変わつとつとかなて思われるかもわからんばってんでですね、番号1番とですね、10番の着工年月日、平成28年1月1日ということが書いてありますけども、これは農地法によ

る許可申請書の中に工事計画という欄があって、そこに業者さん方が、1月1日から仕事をしますよということを書いてあるとば事務局で審査をされたと思いますけども、それで1月1日から仕事さすかなと、それでいろいろ条件があると思うとですよね。これは資金計画も金融機関あたりに1月1日に届けないかんですよとかですたい、その辺な事務局でお尋ねをされとっと思いますけども、ちょっとその辺ば教えてくれんですか。

書いてあるけん1月1日、そこは聞きもなんもせんじゃった、1月1日て書いてあるけんて書きましたということかもわからんばってんがですね。普通はせんよな1月1日には。

○係長（上村健也君） 申請書に書いてあるとおりにしております。

○17番（高根政明君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、それでは質問も出尽くしたようでございますので、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第81号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第82号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第82号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は19ページから43ページまでの集積でございます。

所有権移転が12件の41,028㎡、利用権設定が253件の809,773㎡、利用権転貸が1件の12,078㎡、代理事業2件の12,772㎡で、合計268件、875,651㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもので、御提案申し上げております。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問ないようでございますので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第82号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第28号から31号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 報告を行います。44ページでございます。

報告第28号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しておりますので報告いたします。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は44ページから51ページまでの計30件、100,153㎡の解約の通知を受理しております。

次に52ページ、報告第29号、農地の形状変更届についてでございます。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件の計952㎡の届出を受理しております。

次に、53ページでございます。

報告第30号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件の76.42㎡の届出を受理しております。

続きまして、報告第31号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成27年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は3件、計1,562㎡の届出がっております。

以上、4件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局より報告がありました。何か御質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問がないようでございます。本日本日予定しておりました議案審議と報告を以上をもって終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他、何か事務局より報告がありましたらお願いします。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議まことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年12月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 森川 正志

農 業 委 員 下川 安